

○高浜市議会基本条例 <前文のみ抜粋>

<前文>

高浜市議会は、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の意思決定機関であり、高浜市自治基本条例に規定する議会及び議員の役割と責務に基づき、市民の信託にこたえる責務を有しています。

これまで高浜市議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会運営委員会、議会改革会議等で議論を重ね、議会改革を進めてきました。あわせて、近年の地方分権の推進により、地方自治体の自己決定権は拡大され、議会の役割と責務もますます重要なものとなっています。

こうした流れの中で、高浜市議会は二元代表制の趣旨を踏まえ、市長と相互の抑制と均衡を図りながら、高浜市の目指す持続可能な基礎自治体に対応できる議会へと自らを改革していかなければなりません。

高浜市議会では、今後も市民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにし、高浜市のさらなる発展のため、議会の最高規範としてこの条例を制定します。